

平成 28 年度

第 11 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 29 年 2 月 6 日（月） 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 2 農用地利用集積計画（平成 29 年 2 月 28 日公告）の決定について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 5 非農地証明申請について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
(庄原)				(東城)			
1	中谷 憲登	○		22	川本 輝磨	○	
2	入田 正義	○		23	山田 喜章	○	
3	世良 昭宣	○		24	長谷 時男	○	
4	佐々木 美千江	○		25	田森 光洋	○	
5	沖田 至	○		26	藤井 佳子		○
6	塩谷 良三	○		27	明賀 美伸	○	
7	田邊 良三	○		28	柳生 卓三	○	
8	倉本 寿憲		○	29	高坂 勝博	○	
9	植木 登夫	○		30	竹田 弘稔	○	
10	伊藤 忠明	○		(口和)			
11	尾原 春良	○		31	澁川 玉素	○	
12	横田 光生	○		32	前田 憲二	○	
13	木村 英宗	○		33	岩瀧 功	○	
14	原田 武次		○	34	道下 和子	○	
15	増谷 克則	○		(高野)			
(総領)				35	長瀬 裕浩	○	
16	佐々木 聖	○		36	横谷 康幸		○
(西城)				37	島津 秀樹		○
17	森兼 貢	○		38	向田 純子	○	
18	前本 旭	○		(比和)			
19	田邊 幸美	○		39	松長 百合子	○	
20	田澤 信雄	○		40	三上 静馬	○	
21	樋口 研二	○		41	松島 哲明	○	
				42	井西 一行	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	道岡 泰之		○
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀		○
主任	成相美保子	○		(高野出張所)			
主任	森戸 活美	○		出張所長	森木 博雄		○
(西城出張所)				主任	山際 廣隆		○
出張所長	中村 裕造		○	(比和出張所)			
係長	長谷 明秀		○	出張所長	小笠原圭二		○
主任主事	橋本 和憲	○		係長	石田 泰清		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	津村 効		○	出張所長	菅原 道教		○
主事	山上 翔大	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、平成28年度第11回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 8番倉本委員、14番原田委員、26番藤井委員、36番横谷委員、37番島津委員からの欠席の届出をうけております。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 37 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。28番柳生委員さんと29番高坂委員さんの両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議長：それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。それでは受付番号59番から60番の2件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第3条の規定による許可について」

受付番号59番から60番までについて許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成29年1月期の申出分については、別紙「平成29年2月28日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：つづきまして議案第3「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号21から24件の4件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

受付番号 21

位置等 : 説明資料の 2 ページから 3 ページに記載
転用事由 : 墓地及び駐車場
他法令 : 墓地埋葬法手続き中
周辺影響 : 影響ないと確認
除外手続 : 除外手続き中

受付番号 22

位置等 : 説明資料の 2 ページ、4 ページに記載
転用事由 : 車庫
他法令 : なし
周辺影響 : 影響ないと確認
除外手続 : 除外手続き中

受付番号 23

位置等 : 説明資料の 5 ページ、6 ページに記載
転用事由 : 墓地
他法令 : 墓地埋葬法手続き中
資金計画 : 200 万円、全額自己資金で対応
周辺影響 : 影響ないと確認
除外手続 : 除外手続

受付番号 24

位置等 : 説明資料の 4 ページ、8 ページに記載
転用事由 : 営農型太陽光発電設備 (一時転用)
他法令 : 経済産業局の設備認定済
資金計画 : 1200 万円、全額借入れ資金で対応
周辺影響 : 影響ないと確認
除外手続 : 第 1 種農地 3 年以内の一時転用が条件のため除外不要

議長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番伊藤 受付番号 24 について、営農型太陽光発電設備について、一時転用ということで 3 年以内という枠組みがついているが、3 年目以降は設備をはずすのですか、そのまま継続することとなるのか。それがわからないと、一時転用でなく、永久転用となるのではないかと、営農型については、撤去できるような構造にする必要があるのかどうか、2 メートル以上の高さの支柱などつくり営農に支障がないように「設置するのならいいよ」ということならわかり易いのですがその辺がよくわからない。

本申請は、3 年以内の一時転用で撤去する計画として申請されているのか無いのかをお聞かせいただきたい。

事務局 国の通達では、通常の太陽光発電については、一種農地に設置することはできないが、営農発電については、営農が継続される等とともに、3 年以内の一時転用の条件を付けないと許可できないということになっております。なお、それを再延長することは妨げないとされております。申請者に確認している計画は 3 年でやめるという内容のものではない。継続される際は、再度転用申請をされるという形となります。

10 番伊藤 いまの説明を聞くと、農業者であり、一時転用であればできるよといっているのに等しい感じを受けるが、そのようなことでいいのか、公金を支出して広くした優良農地を農地として保全するのが農業委員会であるが、営農型太陽光発電設備への転用についてのあり方はもう少し県や国の段階で議論いただき、全国での統一性をもって農業委員会に周知してほしい。

議長 この件については、9日に県農業会議も現地調査に来ることとなっているのでそこで確認したい

森兼委員 ほ場整備でない別な農地があればそちらに設置するようにすればよいのではないか。

伊藤委員 国の通知で条件をクリアしていれば、反対する気で意見したのではない。農地を保全し、守るのが基本ですから、一時転用で、営農型であると名目をつければどんどん太陽光発電設備にできるような感じをうけたので意見を言わせてもらった。

事務局 説明が不十分であった、一種農地をまったく改廃することをすすめることではない、収量が8割を下回り、必要な改善を指導しても措置がされなければ、最悪な撤去の指導を行うこととなります。毎年作付け状況報告書を提出しなければならない。とにかく営農は継続されることが条件です。

山田委員 申請者は、自宅に隣接する畑で、昨年エゴマを植えられて、収量も確保された。今回エゴマの作付けを拡大するとともに、太陽光発電と併用した形で、同じく自宅に隣接する申請農地の活用ができないか研究をされていた。そしてこの申請の相談を受けた、申請地ではエゴマの栽培を計画されているが、しそ科の植物であり設備設置後、設備的にも支柱が2メートル以上あり営農を継続でき、また、収量も確保でき国の示す通知に適合していると思われるので申請をすすめた。

議長：その他ありませんか

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第4条の規定による許可申請について」受付番号20から24の4件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、受付番号21から24の4件について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号20から23の4件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 略)

受付番号20

位置等：説明資料の2ページ、9ページに記載

転用事由：駐車場

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：手続済

受付番号 21

位置等：説明資料の 2 ページ、10 ページに記載
転用事由：住宅
資金計画：2500 万円全額借入資金
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続中

受付番号 22

位置等：説明資料の 2 ページ、11 ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
他法令：経済産業省の認可済
資金計画：3200 万円 全額自己資金
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続不要

受付番号 23

位置等：説明資料の 7 ページ、12 ページに記載
転用事由：宅地拡張
資金計画：10 万円
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続不要

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番伊藤 受付番号 23 について、どの宅地を拡張するのかもう一度説明願いたい。

(事務局：資料 P12 にて再度説明)

議長：その他ありませんか

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 20 から 23 の 4 件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(23 番は別にしてほしい。の声あり)

議長：ただ今、異議がありましたので、受付番号 20 番から 22 番を一括で採決、その後、23 の採決をしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声あり)

議長：受付番号 20 番から 22 番について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員 決定されました。

議長：つづきまして、受付番号 23 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めま

す。挙手多数 決定されました。

議 長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。

受付番号57から58の2件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 略)

受付番号57

位置等：説明資料の4ページと22ページに記載

潰廃事由：現況山林については、昭和30年から荒廃し現在に至る。宅地部分については、平成2年頃
のほ場整備の残地を宅地として利用

現地確認：槇の木、松が繁茂及び宅地として利用されており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号58

位置等：説明資料の7ページと14ページに記載

潰廃事由：平成9年頃から耕作条件がわるく改廃し原野となっている。

現地確認：笹などが繁茂する原野となっており、農地として復旧することが困難と現地確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

森兼委員：10月に審議した経過がある隣地であるが、隣接地であるので申請もれない様に指導してあげればよかったのではと思うが意見です。

議 長：意見出ていますが委員の皆様におかれては、申請に基づく現地調査の際、周辺農地も十分調査、確認され、申請者へのアドバイスなりされればと思います。皆さんいかがでしょうか。その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号57から58の2件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号57から58の2件について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後2時35分)